



2021年度協約改訂で改善を勝ち取ろうシリーズ⑦

出向社員は賃金面において不利益を被っている！ なぜ同じ社員なのに不利益を被らなければいけないのか？

出向社員は、出向先会社とJR本体との年間労働時間の差があるため、その差を月平均に直した金額が、休日日数の少ない時間賃金と合わせ出向特別措置として支払われています。しかし、それがA単価（100/100）での支払いとなっています。

JR本体で働く社員の労働時間は、1日7.5時間、年間1,837.5時間です（乗務員を除く）。これを超えて労働した場合は、超過勤務としてB単価（130/100）で支払われています。同じJR東海社員なのに、本体社員はB単価、出向社員はA単価で計算されています。賃金に関してはJR東海の基準によつての支給にもかかわらず、出向先労働条件基準を適用して支払額の少ない方に合わせています。

全社員の皆さん、理不尽だとは思いませんか？出向者は決して年配者とは限らず、若年出向者も多くいます。賃金面でこのような不利益を皆さんは黙って見過ごせますか？JR東海労は、労働協約改訂交渉において、出向者が賃金面において不利益を被ることは許さないとして、出向特別措置部分をB単価で支払うよう要求して交渉を行っています。

一つの例をあげてみます。

例：出向先会社の1日労働時間8時間、A単価2,500円・B単価3,250円、年間休日数115日とした場合

所定年間労働時間の差 $8 \times (365 - 115) - 1,837.5 = 162.5$ 時間

現在支払われている賃金 $162.5 \times 2,500$ 円 = 406,250円

本来支払われるべき賃金 $162.5 \times 3,250$ 円 = 528,125円

毎年支払われるべき賃金が121,875円減額されています。3年間だと365,625円にもなります。皆さんこの現実に納得いきますか。気がついた時から声を上げましょう。ぜひ多くのご意見をお寄せ下さい。そして所属組合に対して、出向者が不利益を被らないための取り組みを要求していきましょう。